

## 茅ヶ崎里山公園倶楽部会則

### (名称)

第1条 本会は、神奈川県立茅ヶ崎里山公園倶楽部（以下「茅ヶ崎里山公園倶楽部」という）という。

### (目的)

第2条 茅ヶ崎里山公園倶楽部は、里山の多様な生態系の保全・啓発事業並びに県民に親しまれる茅ヶ崎里山公園であり続けるための事業を指定管理者と協働で取り組み、公益の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 伝統農業と生物共生による体験型事業
- (2) 里山の自然及び保全を体験する参加型事業
- (3) 活動成果の広報・宣伝及び展示事業
- (4) 地域活性化に結びつく茅ヶ崎里山公園の運営に必要な事業

### (構成・事務局)

第4条 本会は、前条の目的を理解し賛同する市民及び指定管理者により構成する。

2. 指定管理者は事務局を茅ヶ崎里山公園管理事務所内に置く。
3. 事務局は、会の円滑な運営のために別に定める業務を行う。

### (会員)

第5条 本会は、第2条の目的を理解し、これに賛同する市民（県民及び他都道府県在住者）により構成する。

2. 会員は、第3条の事業にボランティアとして参加する市民個人とし、別に定める書面をもって入会し、本会に登録することを必要とする。
3. 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。
4. 会員は、別に定める書面により任意に退会することができる。ただし、既納費は返還しない。
5. 会員は、本会の名誉を傷つけ、又は第2条の目的に反する行為をした時は、第9条に規定する幹事会の決議により、会長が退会勧告または除名することができる。

### (幹事)

第6条 本会の円滑な運営と会員の安全を図るため、幹事を置く。

2. 幹事は、会員の中から選任する。
3. 幹事は、会長（第7条）、副会長（第8条）、各班リーダー及びサブリーダー（第10条）並びに会計及び会計監査（第11条）とからなる。
4. 幹事は、幹事会に出席し、協議に参加しなければならない。
5. 幹事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。又幹事に欠員が生じた場合は、速やかに選任し、任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第7条 本会には、会長を置く。

2. 会長は、幹事の互選により選任する。
3. 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。
4. 会長は、年1回以上、事業の状況を会員に公表するものとする。

(副会長)

第8条 本会には、副会長を置く。

2. 副会長は、幹事の互選により2名以内選任する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事及び指定管理者で構成する。

2. 幹事会は、会長が議長を務め、市民参加を実践するために必要な事業計画・予算案及び活動内容並びに実施状況に関することを協議する。
3. 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、全幹事の過半数の出席を持って成立する。
4. 議事は出席幹事の過半数の賛同を持って決定する。

(班制)

第10条 本会は、事業実施のため、別に定める班を置き、各班には、リーダー及びサブリーダーを置く。

(会計及び会計監査)

第11条 本会の経費は、会費、その他の収入及び指定管理者からの支援費をもって充てる。

2. 幹事の中から互選により、会計1名及び会計監査2名を選任する。
3. 経費の執行は、別に定める会計手続きにより行う。
4. 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
5. 会計監査は、決算報告書を速やかに監査し、監査報告書を幹事会に提出し、報告を行う。

(会則の変更)

第12条 この会則を変更しようとする時は、幹事会の承認を得る。

(その他)

第13条 本会に関する重要事項については、予め指定管理者との意見調整を図るものとする。

2. この会則にない事項は、幹事会で決定するものとする。ただし、緊急を要する事項に関しては、会長の判断により指定管理者と協議の上、これを先決することができる。

附則 1) この会則は、平成16年12月16日から施行し、平成17年4月1日より適用する。

2) この会則改定は、平成23年7月16日から施行し、平成23年10月1日より適用する。

3) この会則改定は、平成31年3月16日から施行し、平成31年4月1日より適用する。